

社会福祉法人沖縄市社会福祉協議会  
臨時職員の任用、給与、服務及び勤務条件等に関する規則

平成16年4月1日  
制 定

**(趣旨)**

第1条 この規則は、臨時的に任用する職員（以下「臨時的任用職員」という。）の任用、給与、服務及び勤務条件等について、必要な事項を定めるものとする。

**(用語の意義)**

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時的任用職員 一定の期間又は季節的に任用される職員をいう。
- (2) 短期臨時職員 前号のうち3月未満の期間において臨時の職員に任用されたものをいう。
- (3) 長期臨時職員 第1号のうち前号以外の者をいう。

**(欠格事項)**

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、臨時職員として任用することができない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 懲戒処分又はこれに準ずる理由により免職された者

**(解雇)**

第4条 臨時職員が次の各号のいずれかに該当したときは、これを解雇する。

- (1) 前条第1号又は第2号に該当するに至ったとき。
- (2) 業務に起因する場合を除き、傷いを受け、又は病気にかかり引き続き10日以上欠勤したとき。
- (3) 前号以外の事由により私事欠勤7日を超えたとき。
- (4) 心身の故障により勤務に堪えないと認めたとき。
- (5) 前各号に定める場合のほか、臨時職員としての必要な適格性が欠けていると認めたとき。

**(任用手続)**

第5条 臨時職員を任用しようとするときは、自筆の履歴書を提出させなければならない。

**(任用の事由)**

第6条 臨時的任用職員は、次に定める場合で、臨時に職員を任用しなければその業務を遂行することが著しく困難で真にやむを得ないときに限り任用することができる。

- (1) 臨時的に任用を行なう日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合
- (2) 職員が長期の療養及び出産のため欠勤した場合
- (3) その他季節的な事務処理のため現職員をもって甚だしく事務又は業務に支障をきたす場合

**(任用期間)**

第7条 臨時職員の任用期間は、原則として3月以内とし、特に必要がある場合に限り12月を超えない期間でこれを更新できる。ただし、再度更新することはできない。

### **(任用申請)**

第 8 条 事務局長は、臨時職員を任用する必要があると認める場合は、少なくとも任用予定日の 15 日前までに臨時職員任用申請書（第 1 号様式）を会長に提出しなければならない。

### **(採用通知書)**

第 9 条 臨時的任用職員を新に任用するとき、又はその任用期間を更新するときは、職名、日額、任用期間、勤務場所その他必要事項を記載した採用通知書（第 2 号様式）を交付して行なうものとする。

### **(職名)**

第 10 条 臨時的任用職員の職名は、臨時事務職員、臨時労務職員、臨時技能労務職員及び臨時技能職員とする。

### **(給与の種類)**

第 11 条 臨時的任用職員の給与は、賃金、割増賃金及び期末手当とする。

### **(賃金)**

第 12 条 賃金は日額とし、臨時的任用職員の所定の勤務時間による職務に対する報酬とする。

2 賃金日額は、その職務内容に応じて別表 1 によるものとする。

### **(割増賃金)**

第 13 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた臨時的任用職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき次条に規定する勤務 1 時間当たりの賃金額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる区分に応じた割合（その勤務が午後 10 時から午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を割増賃金として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100 分の 125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 135

### **(勤務 1 時間当たりの賃金額の算出)**

第 14 条 勤務 1 時間当たりの賃金額は、賃金日額を 7.75 をもって除した額とする。

### **(賃金の計算)**

第 15 条 臨時的任用職員の土曜日等半日勤務のときは、半日分を支給し、早退又は遅参のために勤務しないときは、実際に勤務した時間に前条に規定する勤務 1 時間当たりの賃金額を支給する。

第 16 条 賃金の計算期間は、月の初日から末日までとする。

2 賃金の支給日については、社会福祉法人沖縄市社会福祉協議会給与規程を準用する。

### **(期末手当)**

第 17 条 臨時的任用職員には、6 月 1 日及び 12 月 1 日において現に在職する者に対して期末手当を別表 2 に基づいて支給する。

### **(優先権の排除)**

第 18 条 臨時的任用職員は、一般職員の採用に際していかなる優先権をも与えるものではない。

### **(適用除外)**

第 19 条 この規則は、失業対策事業及び公共事業のための公共職業安定所から失業者として紹介を受けて雇用した者には適用しない。

### **(年次有給休暇)**

第 20 条 臨時的任用職員の年次有給休暇（以下「年次休暇」という。）は、別表 3 によって与えること

ができる。

### **(病気休暇)**

第 21 条 臨時的任用職員の病気休暇は、その年において継続勤務した期間（月単位で計算）により、別表 4 によって与えることができる。

### **(服務、勤務時間等)**

第 22 条 臨時的任用職員の服務及び勤務時間等については、社会福祉法人沖縄市社会福祉協議会就業規則に準じる。

### **(特別休暇)**

第 23 条 臨時的任用職員は、社会福祉法人沖縄市社会福祉協議会就業規則第 27 条第 1 項の表中第 1 号から第 5 号まで、第 7 号、第 9 号及び第 16 号に該当する場合は、特別休暇を与えることができる。

2 臨時職員には、別表 5 に定める忌引休暇を与えることができる。

### **(雑 則)**

第 24 条 この規則に定めるもののほか、臨時的任用職員について必要な事項は、別に会長が定める。

### **附 則**

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

**別表 1 (第 12 条関係)**

職 種	賃 金 日 額
1 一般事務職	5,500円
2 一般労務職	
衛生作業員（清掃・植樹）	6,100円
工夫	6,100円
用務員	5,500円
その他	5,600円
3 技能労務職	
大工、石工、庭師	8,000円
4 技能職	
運転手	5,600円
調理員	5,500円
保育士及び幼稚園教諭	6,000円
その他	8,500円

**別表 2 (第 17 条関係)**

支 給 率	夏 季 手 当	年 末 手 当
期 間		
在職期間が継続して181日以上	125/100	150/100
"    121～180日	100/100	120/100
まで		
"    61～120日	75/100	90/100
まで		
"    31～60日	50/100	60/100
まで		
"    30日以下	25/100	30/100

期末手当の算定基礎は、日額×20日×支給率とする。

**別表 3 (第 20 条関係)**

継続勤務した時間	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
年次休暇の日数	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	7 日	8 日	9 日	10 日	11 日	12 日

**別表4 (第21条関係)**

継続勤務した期間	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
病気休暇の日数	1日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日

**別表5 (第23条関係)**

		死亡した者	忌引日数
		配偶者	7日以内
血族	1親等の直系尊属(父母)		7日以内
	同卑属(子)		5日〃
	2親等の直系尊属(祖父母)		2日〃
	同卑属(孫)		2日〃
	2親等の傍系者(兄弟姉妹)		2日〃
	3親等の直系尊属(曾祖父母)		1日〃
	3親等の傍系尊属(伯叔父母)		1日〃
姻族	1親等の直系尊属(父母)		3日以内
	同卑属(子)		3日〃
	2親等の直系尊属(祖父母)		2日〃
	2親等の傍系者(兄弟姉妹)		2日〃
	3親等の直系尊属(曾祖父母)		1日〃
	3親等の傍系尊属(伯叔父母)		1日〃

備考

- 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- 2 いわゆる代襲相続の場合において祭具の継承を受けたものは、1親等の直系血族(父母及び子)に準ずる。
- 3 忌引日数は、死亡の日から計算する。ただし、配偶者及び血族の父母子であって遠隔の地にある場合は、死亡通知を受けた日から起算し、往復の日数は加算することができる。
- 4 忌引日数は、喪主を標準として定めたものであるから、喪主以外の者については、適宜酌量して日数を定めるものとする。

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

沖縄市社会福祉協議会長 様

沖縄市社会福祉協議会事務局長 印

臨時職員任用申請書

このことについて、下記事項により臨時職員が必要でありますので、任用配置方を願います。

記

- 1 事業名
- 2 採用理由及び職務内容
- 3 雇用期間           年    月    日  
                          年    月    日までとする。
- 4 貸金支出科目
- 5 雇用人員            人

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

様

沖縄市社会福祉協議会会長

採用について（通知）

このことについて、あなたは次のとおり臨時職員に採用しますので通知します。

1 事業名

2 職 種

3 雇用期間 年 月 日  
年 月 日までとする。

4 賃金日額 ¥  
ただし、半日勤務は半日分を支給する。

5 その他